記者発表(資料配布) 本紙のみ			
月/日(曜日)	担当部課名	電話番号	発表者名 (担当者名)
令和 2 年 8 月 21 日 (金) 午前 10 時 30 分	商工観光課 商工振興室	0790-82-0670	

件 名:新型コロナウイルス感染症に伴う商工業対策事業を実施

■新型コロナウイルス対策商工業者経営支援事業 令和2年8月24日(月) 開始

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、営業を再開するためにはお客様が訪れる店舗において はより一層の感染防止対策が必要になります。3密や感染防止対策を施した営業方法への転換や、 ポストコロナに向けた経営発展のための事業に取り組もうとする事業者の皆様を支援します。

対 象 者 佐用町内に一般消費者が利用する店舗を構える中小企業者及び個人事業主

・法人の場合:佐用町内に本社または支店の法人登記がある法人

個人の場合:令和2年1月1日現在において佐用町内に住民票があり、

引き続き住民票がある事業主

- 補助対象経費 (1)新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な店舗の改修工事 などに係る経費
 - (2) ポストコロナに向けた需要喚起及び需要拡大に資する経営発展のための 新たな事業に取り組むために必要な経費

インターネット販売に取り組むためのホームページ作成委託 │ テイクアウトサービス、屋外飲食スペースの新設工事

補助金額 補助対象経費の税抜金額の1/2 補助上限額150万円

■キャッシュレスサービス導入支援事業 令和2年8月24日(月) 開始

金銭を介した新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐとともに、キャッシュレス決済の推進を図る ため、新たにキャッシュレスサービスを導入する事業者の皆様を支援します。

材 者 佐用町内に事業所を置く中小企業者及び個人事業主

法人の場合:佐用町内に本社または支店の法人登記がある法人

個人の場合:令和2年1月1日現在において佐用町内に住民票があり、

引き続き住民票がある事業主用

補助対象経費 キャッシュレス決済の導入に係る備品購入費

補助金額 補助対象経費の税抜金額の1/2 補助上限額5万円